

吳海第三四〇號

昭和廿一年九月十一日

庶務主任

中國海運局吳支局長

吳地方復員局總務部長殿

吳港港務作業に關する件

吳港は軍港當時は海軍に於て港務作業を實施し終戦後は吳地方復員局港務課に於て之等作業を引續き行はれて來たのであります。然し吳港の今後の監理方法及港務作業實施に付ては關係各位の御意見及御協力煩したく左記に依り懇談會を行ひますから御出席方御願ひ致します。

記

一日、時

昭和廿一年九月十三日

午前九時

三場

所

吳市下山手町

吳地方復員局會議室

寫送付先 中國海運局運輸部長

軍航部 國務省 食糧 衛生 郵政 陸軍 海軍 復員局 吳支局長

0649

局長

務部長

務課長

務課長

員

國第一七三三號

昭和二十一年九月十二日

廣島縣務局長

吳地方復員局長 殿

雜種財産一時使用認可のこと

昭和二十一年四月五日附了國有財産使用の願出が其りまゝに

右は次の條件として一時使用を認めますから、了知の上別紙様式

の請書を出して下さい。

庶務主任

印 21.10.10



庶務部員

記

0650

使用条件

一 當局管理の次の雜種財産を次項以下各項に依りて使用する事

一 財産の所在 佐伯郡大竹町

二 種目数量 土地 建物 別園の通

三 元用途 大竹潜水学校

四 使用目的 掃海運航作業

五 使用期間 掃海運航作業終了迄

六 使用料 無料

七 条件

一 使用者は善後管理名としての注意をもちて使用物件の維持保
全を怠らざる事

二 使用乗忍後一箇月内に使用に着手せねばならぬ

三 轉貸を許さざる事

0651

使用物件に使用目的以外の目的に使用することは出来ない
使用料は納入告知書の指定する期日内に納めなければならない
使用物件の原状を甚しく変更し原状回復と困難にしてはな
らぬ
正当な事由がない使用物件の状況を変更するときは事前
に當
局の承認を受けなければならない
使用土地に立木竹を伐採し濫に伐採其の他の行
為をしてはならない
若し使用目的遂行のために伐採移転等の行為を必要とするときは
事前に當局の承認を受けなければならない
使用物件に対し維持保全又は改良其の他の行為をするために
支出する経費は凡そ使用者の負担とし尚これに因り其の価格
を増加することあるも此等の有益費その他の経費に対する

補償若しくは損害賠償の請求をすることが出来ない、
10. 使用期間内でも本条件に違反した場合又は政府若しくは聯
合軍において必要を生じた場合には何時も使用承認を取
消することがある

11. 使用期間満了若しくは前条により承認取消をした場合
當向の承認を受けたものの外遅滞なく使用者が負担をもつ
て指定期間内に使用物件を原状に回復し政府に返還せねば
ならない。但し使用者が本条の義務を遂行しない場合は使用者
が負担において政府は任意の処置をすることがある

12. 前二条の場合使用者は異議の申立て若しくは損害賠償の請求
をすることが出来ない

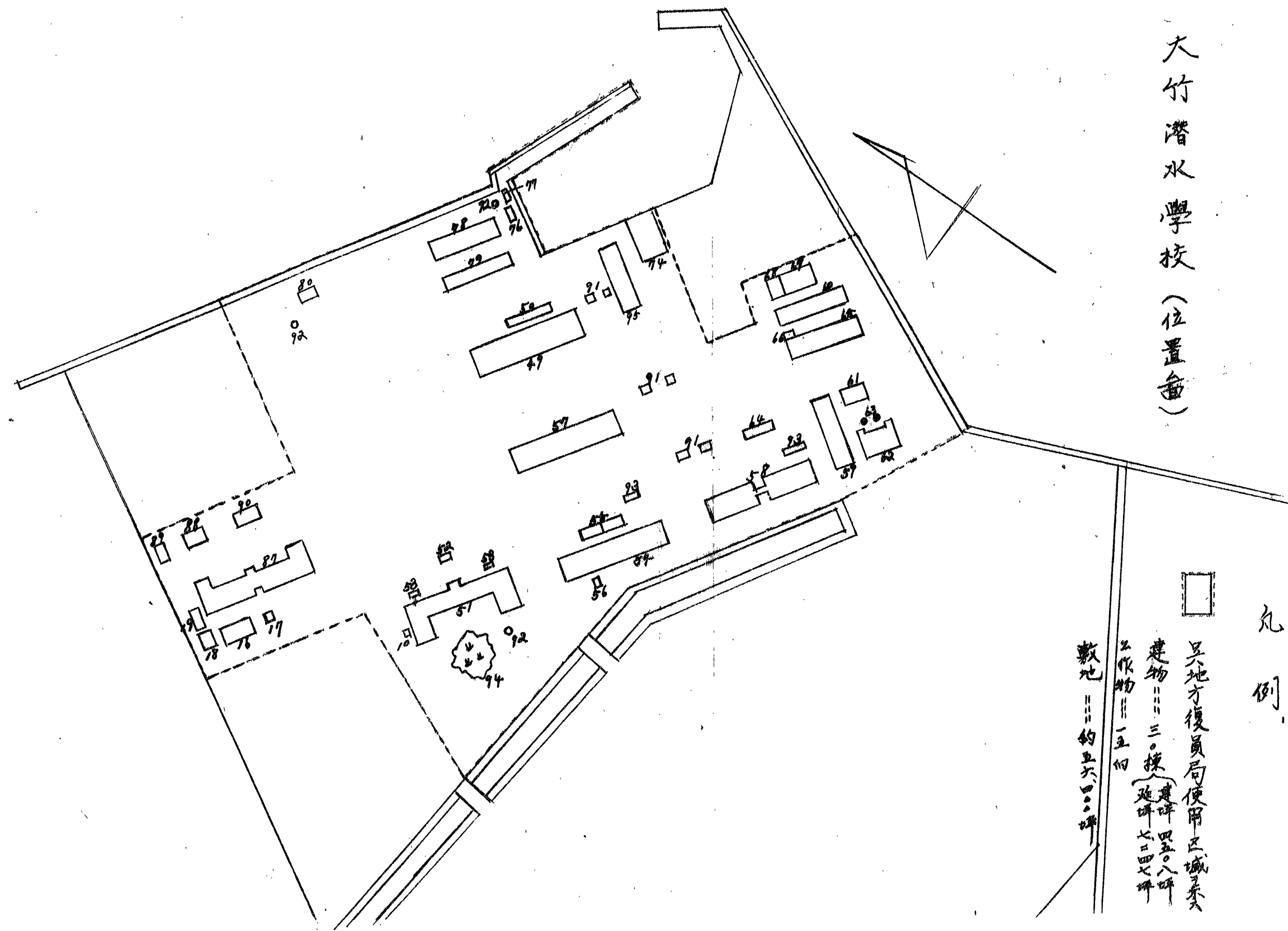
13. 使用者が管理係金の注意を怠り若しくは不慮使用により使用
物件を滅失又は毀損した場合には賠償の責任がある

14. 使用物件の一部が不可抗力その他使用者の過失を基かす滅失
又は毀損した場合でも使用者は政府はかす使用料の減額を

- 請求をすることか出来ぬ。
16. 使用目的が國の事業計畫の範圍に属し、若しくは其の一環たるべきものは、関係官廳に連絡して、指示を受け、過渡的な様子に注意せねばならぬ。
17. 使用区域を標示するに於て、使用者は、國庫の費用で、使用面積、使用者住所氏名、使用期間を記し、標識を埋めねばならぬ。
18. 使用者は、前各號に明記し、此反の事項でも、特指せしめ、事項は、これを遵守せねばならぬ。
19. 請書提出の際、國有財産の種類、数量を詳細記入のこと。
20. 未軍接收の建物は、除くこと。

0654

大竹潜水學校 (位置圖)



丸例

□ 呉地方復員局使用区域
 建物 〓 三〇棟
 延坪 四五〇八坪
 工作物 〓 一五〇
 延坪 七三〇七坪
 敷地 〓 約五六〇〇坪

0655

請書

一 國有財産の所在
二 國有財産の元用途
三 國有財産の種別数量

右國有財産は、年月日附國等
承認に依りま（たが承認に附帯の條件）
御守致（ます）
御使用を御

年 月 日

何 某 (印)

廣島財務局長 殿

0656

局長 齊

総務部長

総務課長

庶務課長

部員

庶務部員

庶務主任

21012

10月 12日起案

査閲

淨書

校合

月

日發付

吳

2111

(模造起案印)

廣島高等學校長

宛 文書昭和 21年 10月 14日 官記名 官憲

局長

元清水學校の舎簿申付の件回答

十月八日附監會より届り首題の件當り支なから

了知ありたい

官達付文

皇道支部大竹支部長

兼

皇道支部大竹支部長

復第一〇〇四號

別送部

21012

21012

海軍

0657

復務部控

學復第一〇〇四號

昭和二十一年十月十四日

廣島縣立學校長 殿

吳地方復興局長

元潛水學校々舎借用に関する件回答

十月八日附照會に係る首題の件當方兼支ないから了知ありたい

寫送付先

吳運航部大竹支部長

(終)

0658

昭和二十一年十月八日

県地方復興局 殿

広島高等學校 長

元潜水學校々會借用について

元大竹潜水學校々會二十四號會借用の件について本年八月二日付を以て御回答に接しましたが本校一ヶ學年増設の關係上是非共校會必要のため直ちに大竹運航部支部と協議致しました處豫て本校に於て使用中の二十三號會と二十四號會交換使用致すに於ては貴局御使用豫定に支障を來さざるものと思料せられ同支部長より貴官宛右交換使用善支なき旨の書類提出されたる次第であります

右事項何卒御賢察の上特別の御詮議に依り御承認賜度御願ひ致します
尙勝手ながら財務局へ申請の必要上至急御回答願度併て願ひます

(終)

0659

要田 全

総務部長
廣島高等

部員

廣務部員

廣務部員

210612

昭和五年十月一日

廣島高等學校長

吳復真 局長 敬

元潜水艦學校舎借用につき

元潜水艦學校舎三十四号舎借用の件につき
八月二十日付の御回答に接し、本後、
増設の關係上是非共、校舎必要の直ちに
航部支那と協議致し、本後、
用中、三号舎と辛四号舎交換使用致すに
ては、貴局御使用予定の支障を来さ
恩料等も同支那長より貴官宛右交換

0660

使用差支分の旨の書類提出は小なるが亦たあり
 右軍指河平而賢察の正特別帝詮議に依り
 即承認賜度印願の致し
 尚勝手ながら財務局へ申請の必要なき旨の回答
 賜度併し願ひます

明治三十四年
 三月
 三月

局長

総務部長

総務課

庶務課長

部員

昇運大支第一〇號ノ七六

昭和二十一年八月二十三日

昇運航部大支支部長

昇地方復員局総務部長殿

元落校構内建築物使用

区分変更と関する件 昭會

首題に關し右記に依り(別圖添付)使用区分変更致度

所存の御検討の上御了承下さる

尚右使用区分範圍内にて当部補充員同時收容能力は

約二千名(人事部の要求は約一千名)の見込があります

追って本件に關しは当地區統制官花田事務官御

了解があります

庶務主任



(竹秀傳)

口答ニシテ了ルニ付
記
昇運大支第一〇號ノ七六

0662 21. 8. 26.

高等學校

現に使用中の添枝リスト建物一頁番号

二十三番番の二十四番の一棟を使用(且し現

に補給部と倉庫に使用せるは引続

き補給部にて使用のこと)

之が為二十三番は將來要求あれば掃掃

部にて使用は存せなし

浅野物産会社 片倉階下の一部を事務室に十一番

の階下を倉庫に使用する

寫送付先

花田 事務室

呉 運輸部長

呉地方復興局 經理部 大分支部 長員

廣島高等學校

(付添)

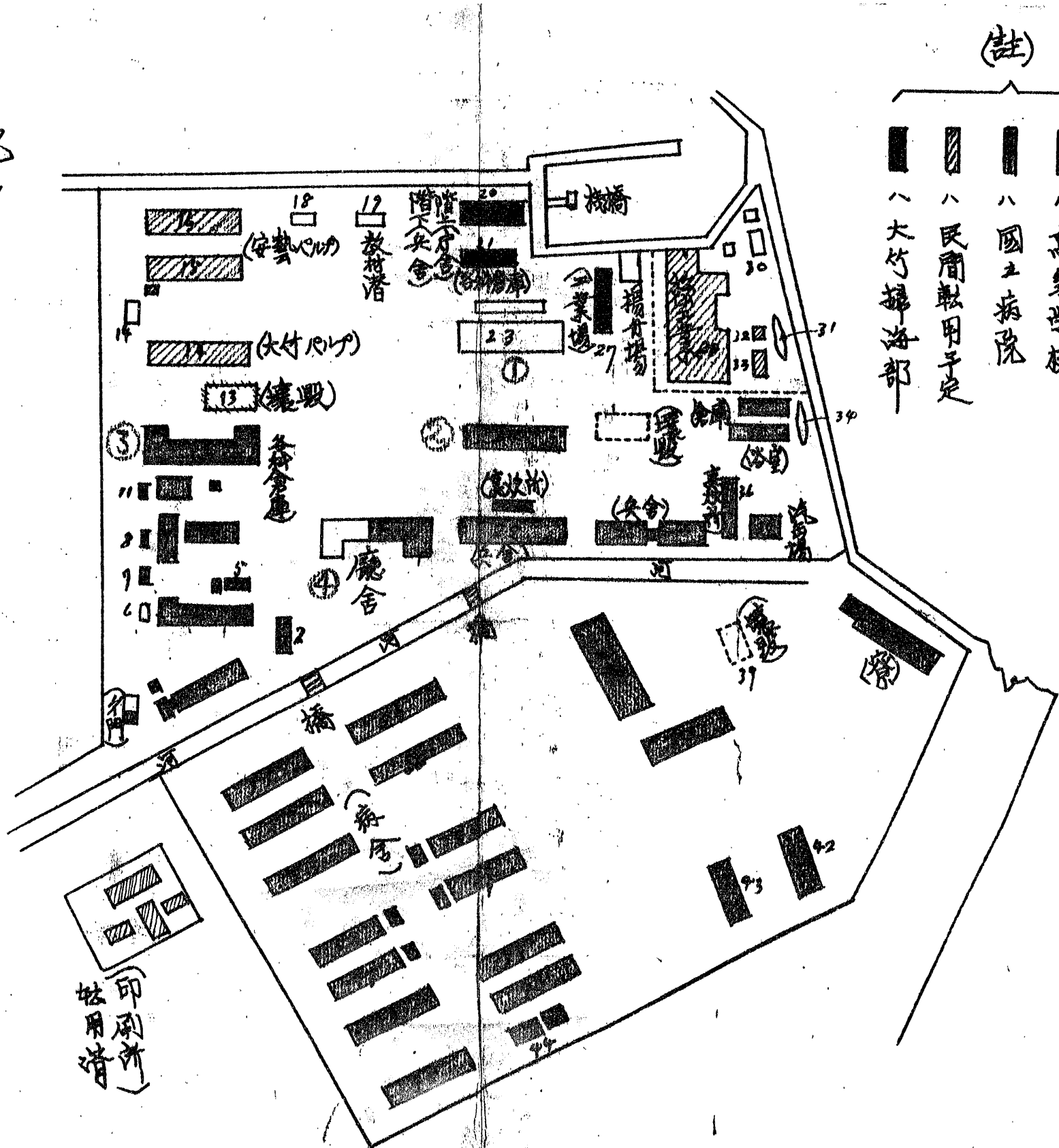
0663

海



旧大竹潜水学校構内建築物並ニ使用区分

- (註)
- 八 運取支部
 - 八 高等学校
 - 八 国土病院
 - 八 民間製用予定
 - 八 大竹揮海部



記事

右図面附英七左記数字ノ建物ハ

- ① 元高校使用セルモノナモ 今回②ト取換ヘタリ
- 尚①ハ将来必要ノ場合ハ揮海部ニ充テ予定ナリ
- ② 新高校使用セルモノ其一部ニ補給部ノ物品格納セル場所ニ從來通トス
- ③ 階下1/2ノ部屋ヲ浅野物産会社倉庫ニ充テス
- ④ 倉庫一部浅野物産会社事務所ニ充テス

0664

局長

総務部長

総務課長

庶務課長

職員

抄

也

陸務部員

中連合第一七一號

昭和二十五年十月二十五日

陸務主任

2100

終戦後、陸務局長

吳地方復員局長 殿

大竹元海軍潜水艦學校明渡方に関する件

首題の件については本月二十日附合第一六七號拙信で占領軍側の要求を傳達しておいたところ本長五日當地廣島軍政部長スプリング中佐は本官の照會に対し大竹元潜水艦學校明渡方の要求は更に何等かの通達とする迄、これを停止する旨通告したから右取り敢えず通報する。

本信送付先 廣島縣知事 廣島財務局長 宇品引揚

接護局長 吳地方復員局長

海軍

(長崎納)

0665

昭和五年十月二十五日

是地方須要なる也

中國兵隊各部隊の長

大北軍海軍部海軍大臣

前記ノ件ニ關シテ是ノ旨ニ對シテ一週程ノ接シテ有テ存一
通処置中存了承了ナリ

一奉^レ上^レ旨^ニ指^シ合^シ意^ニ從^ヒテ四^日程^ニ達^スニ^ハ時^々餘^裕無^クシ

目下柱力研査中

大北軍海軍部補給部ノ事務先^ニ向^シテハ

見^テ考^ヘテ柱力研査中

海軍

5330

0666

指示の要請中ナリ

カヤシムシ

従事此種ノ事件ニ中央ニ

指導関係ノ 細大トナク

カヤシムシノ 指示

カヤシムシノ 指示

指示 中央ノ

三、 母体等ニ 指示ニ依ル

全面的ニ

命令 指示 指示

0000

0667

發付後
査閱

査閱

淨書

校合

七

月

日發付

吳復

21115

發付済

(横遊起案部紙美濃生)

總務部長
經理部長

總務課長
庶務課長

課部員
主務部員

庶務主任
日赴

21.10.15
中

二復文書課長

宛

日附書昭和

21年10月15日

記名
官憲

部員

自動車入手経路の件由

復二第三四三号四号の件は、
當時の裏原上ル内合之に別紙の様を
回答で

(流石直虎宛)

解明不明
解明不明
手書上の当分の書類を失してゐる。存
在不明

しない状況であり、市了を知りたい

(別紙送)

二復第一〇〇七號

海軍

0668

総務部長

総務課長

庶務課長

部員

庶務部員

昭和二十一年十月十四日

山口縣防府市戎町三田尻以前

ラチオ 電気器具 親友電機商會

電話二三番 作下秋彦

吳地方復員局總務部長殿

自動車入平経路の件回答

左記自動車は昭和二十年四月頃海軍省教育司より直接送付を後、公衆に其の他詳細は入りません。

一九四一年型 ハルソン乗用車

終

庶務主任 田中

0669

①

合	善
年	經
子	倉
子	知
子	事
子	務
子	官
子	に
子	向

粉

り

0670

發付後
査閱

査閱

淨書

校合

月

日

(横造起案)

2111 12
電特用

総務部長
総務課長

総務課長
庶務課長
課部員

部員

庶務主任

十月十一日起案

主任部員

宛 文書 昭和五年十月

日 官 記名 憲

部長

切符市立田原町或町通
町下ラビ万老之

自動車入手経路、件以今

左記自動車、入手経路に就て後多廳より後
身より照会等があつたを、首領に就て判明したる

り小松玉島町支部へ送付せられたい

一九四〇年型 ハドソン乗用車 防智道院を収め送付

一九四〇年型フォードに就て照会等
昭和五年十月十日今海軍

0671

嘉長

紙 用 箋 附

昭和 9 年 10 月 10 日

津和野東部會館
事務部長
長
敬

本會館に接したる書翰に
於て調査用紙を呈答方
に於て可成り致す事
を
望

0672 21. 10. 11

寄附金帳簿へつぎ後部
の
用紙

復二第三〇三号

昭和二十一年十月五日

復員局第二復員局文書課長

奥地方復員局經理部長殿



自動車入手経路の件照會

昨昭和二十年十一月奥領管下より送付を受けた左記車輛のこれまでの入手の経路につき判明して居られたら通知を願ひたい。

記

一九四〇年型 ハドソン乗用車 防府通信學校より送付

一九四一年型 フォード乗用車 大竹漕水學校より送付



局長

総務部長

庶務課長

部員

庶務部員

庶務主任

海軍

撫平 今井永雄大 常任 故郷へつゝ 後 川崎 潤吉

三四五 付する、或は 下、(終) 下、(終) 下、(終)

0673

號 外

昭和二十一年十月十二日

吳地方復員局總務部長

防府市三田尻町通

竹下ラヂオ店主殿

自動車入手経路の件照會

左記自動車の入手経路に就て復員局第二復員局より照會があつたので貴殿に
於て判明して居られたら至急當部へ御通知を願ひたい

記

一九四〇年型 ハドソン乗用車 防府通信學校より送付

(終)

0674

吳地方復員局總務部總務課長

二復

總第三四六號

昭和二十一年十月十六日

總務課長

總務課長

部員

廣務部員

幸漁丸

伊原

五

復員廳第二復員局總務部總務課長

廣務主任

21.10.24

長澤

吳地方復員局總務部總務課長殿
山口縣經濟部水產課長殿

解備漁船經理措置に關する件

八月二十日附除籍解備された下關掃海部所屬漁船七隻の内四隻（第五啓運丸、幸漁丸、第二高千穂丸、隼丸）は海軍省と水産振興會との間の經理措置は既に終つて居るので同船を同會以外のものに拂下けの際は縣廳側で監督指導の上代價を同會に納入し得るやうに取計はれたい

（終）

0675

21.10.24

軍務一檢務第八〇七號

昭和二十年十月十九日

海軍省軍務局長

大各
阪漢
警警
備備
府府
參參
謀謀
長長
殿殿

海軍氣象觀測所移管ニ關スル件

別紙▲ノ通り海軍氣象觀測所ヲ中央氣象臺ニ移管方聯合國司令部ニ許可申
請中ノ處別紙●ノ通り許可アリタルニ付左記ニ依リ處理相成廢

記

一左ノ海軍氣象觀測所ノ施設人員ハ昭和二十年十月十五日附中央氣象臺
ニ移管ス

海軍

②

一、前項以外ノ海軍氣象觀測所ハ廢止セララル
 二、中央氣象署ニ引渡ノ爲必キニ付臨時移管セラレタル觀測所ニ關シ財務目
 録、兵器及備品目録、人員名簿（中央氣象署ニ轉職ノ望否ヲ附記）ニ

・	・	・	横須賀	・	・	・	・	大	所轄別
鳥	郡	松	神	大	美	厚	千	色	觀測所名
島	山	島	町	湊	幌	岸	歳	丹	所轄別
・	・	舞	大	・	・	・	・	横須賀	觀測所名
降	舞	福	大	鈴	藤	厚	横	須	所轄別
山	梅	知	和	鹿	枝	木	賀	浦	觀測所名
・	・	・	・	・	・	佐世保	・	吳	所轄別
諫	鹿	大	佐	佐	大	宇	吳	岩	觀測所名
早	屋	村	世	伯	分	佐	・	副	所名
			保						

海軍

圖 14

0677

海軍製ノ上送付アリ度
同觀測所引渡ニ關スル具體的處置及再整備ニ關シテハ追テ通知ス

(別紙A、B添)

(終)

海軍

別紙A

發 中村少將

宛 バレンカイン少將

ND 第一一〇一號(十月九日)

海軍氣象觀測所ヲ中央氣象臺ニ移管ノ件

一 指令第二號第五號第三項ニ依リ氣象機關ハ作業ヲ繼續スベク指令セラレアリ

二 海軍ノ氣象觀測所ハ夫々所在ノ海軍部隊ノ一部ニシテ部隊ノ廢止及軍人ノ解員ニ伴ヒ整理ノ要アリト認ム

三 依ツテ十月十五日附ニテ別紙ニ記載スル海軍氣象觀測所ノ氣象觀測通報ニ充ツベキ一切ノ施設及器材ヲ中央氣象臺ニ移管シ氣象作業ニ從事スル人員ヲ中央氣象臺ノ官吏ニ轉官ノコトニ致シ度許可相成度中央氣象臺ニ於テ必要ナル器材ノ檢査及人員ノ補充ヲ行ヒ作業ヲ繼續スルニ務メナリ

四 別紙ニ記載スルモノ以外ノ海軍氣象觀測所ハ廢止致シ度承認ヲ得度

(終)

海軍

別紙

海東		東部管區					北部管區			管區象
三七五	三六一		三五四	三四六	三四四	三三一	三〇五	三一二	三一七	地點番號
横須賀	鎌倉	馬場	郡山	松島	脚島	大湊	美幌	厚岸	千歳	色丹
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	准士官以上 下士官兵 五一	准士官以上 下士官兵 六	准士官以上 下士官兵 一二	准士官以上 下士官兵 五	准士官以上 下士官兵 五三	准士官以上 下士官兵 九二	准士官以上 下士官兵 七		准士官以上 下士官兵 五〇六	観測所 観測所 人 員 観測通報ノ能合
△	○	○	○	○	○	○	△		○	状

海軍ヨリ中央氣象臺へ移管スル観測所

海軍

表14

0680

西 部 管		中 國 管 區		中 部 管 區			管 區					
五 一 八	五 一 六	五 一 五	五 〇 六	四 八 〇	四 七 八	四 六 一	四 五 九	四 五 八	四 四 八	四 三 七	四 一 三	三 八 〇
大 村 Y	佐 伯 Y	佐 世 保 Y	大 分 Y	宇 佐 Y	岩 國 Y	吳 山 Y	降 知 山 Y	瀧 鶴 Y	大 和 Y	鈴 鹿 Y	瑞 津 (藤 枝) Y	厚 木 Y
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	下 士 官	下 士 官 兵	下 士 官 兵	下 士 官 兵	下 士 官 兵	下 士 官 兵	下 士 官 兵	下 士 官 兵	下 士 官 兵	下 士 官 兵	下 士 官 兵	
	二	七	一	五	一	四	七	一	五	一	八	二
	○	△	○		○	○	○	○	○	○	○	△

海
軍

表 14

0681

備考	區	
	陸	海
一、観測施設機中○印ハ使用可能ナルモノ、△印施設破損其ノ他ニテ使用不能ナルモノヲ示ス	五 三 三	△
二、観測通報能合機中○ハ可能ナルモノ、△印ハ人員ノ不足、立退避備不能等ニテ實施不能ナルコトヲ示ス	早 ▽	▽
	○	△
		下 准 士 官 兵 以 上
		八一
	△	△

表 14

0682

昭和二十年十月十五日

發 聯合國最高司令官
宛 帝國政府（中央連絡事務局經由）

一、彼在東京終戰連絡中央事務局一九四五年十月九日附貴翰ND第一一
號調聯、該調聯文書、別紙記載ノ海軍氣象觀測ノ施設能ニ職員ノ一切
ヲ中央氣象臺ニ臨時移管ノ件許可ス、移管ハ一九四五年十月十五日附
ヲ以テナサルルモノトス

二、該職員ノ究極的處置竝ニ移管セララルル觀測所ノ中業務ヲ再開スベキモ
ノ、數及所在地ハ追テ當方ヨリ中央氣象臺ニ通知致スベシ

三、右調聯文書別紙ニ不掲載ノ全海軍氣象觀測所廢止ノ件許可ス

（終）

大正地方復員局命令第六〇號

昭和二十一年十月三十一日



大正地方復員局長 廣目 啓

大正地方物件處理委員會規程別紙の通之を定める

一終一

大正地方復員局命令第六〇號別紙

大正地方物件處理委員會規程

一 大正地方復員局業務は一應昭和二十二年三月末日を以て特種のもの
 之を終了させることを旨として保有物件の処分及整理を進める
 爲復二二三三四號地方復員局保有物件處理要領に基き大正地方物件處
 理委員會を置く

二 本委員會は中央物件處理委員會と緊密なる連絡を保持するものとする

0684

委員会の構成

委員長	大地方徳局長			
委員	総務部長	○山本部長 杉町部長	大熊部長 幸川部長	○印田幹事長
委員	経理部長	○幸崎部長	佐田部長	○印田幹事長
委員	施設部長	○西村部長	倉谷部長	○印田幹事長
委員	運輸部長	○蓮枝部長		○印田幹事長
委員	園地上園地連絡所長	○庶務課長		○印田幹事長
備考	○印田幹事長 ○印田幹事を示す			

委員長は委員会を統理する

各幹事は委員会の業務の連絡及綜合統制に任ずる

幹事は夫々の部に於ける委員会業務の連絡及庶務に任ずる

0685

昭和二十一年十一月十二日

昭和二十一年十一月十二日

地方復員局長

廣島縣知事 楠瀬常猪殿

附和村野間倉庫器材轉用の件御願

當部では占領軍司令部の指示に従ひ復員輸送船舶の修理に全力を盡して居りますが無線通信装置時に受信機電線等は其の損耗甚しく修理並に代品入手に次第に困難を來しつつある實狀にありまますので左記器材の轉用を受け要修理緊急工事の完遂を期して居りまます何卒特別の御取計ひを以て轉用方御取計ひ下さいます様御願申上げます

記



0686

品名

数量

保管場所

記事

直流一〇〇V二〇〇V
電動機

三組

野間倉庫

損一水部浸品逸品散

一、配電盤起動器
界磁調整器付

一〇組

同 右

同 右

二、直流二〇V、一五〇〇V
電動機

五組

同 右

同 右

三、ダイナモーター(4型)

五組

同 右

同 右

四、ダイナモーター(3型)

二組

同 右

水浸品
古品

五、ゴムタイヤ
日本式車輛用

記事
本品は輝山丸、榮榮丸、神風、夏月、海一〇四及特務艇等の修繕
工事に引替並部品として利用いたします

0687



總務部控

吳復 第一三〇號

昭和二十一年十一月十八日

一九九〇年十一月十八日

吳地方復員局總務部長
吳地方復員局補給部長

第二復員局總務部長
第二復員局補給部長

舊軍需部選定に關する件照會

廣島縣三原市東洋鐵業株式會社に於て舊軍需品防塞外資五十種（知外
産の總會六十種）を整理し、下申附中の處在庫品なく爲に吳補給部か
らの移管ありたる場合は同品を轉用する事に協議済である
補給部選定品に就ては中央物資處理委員會の承認を得なければ選定
或出來ない旨連絡あつたが既に同附は復員局及遺家族の援護に積極
力し相當費を擧げつつあり且從來からの當局との關係もあり此の點
本件に關しては既に移管方針承認を得たい

（終）

海軍

0688

局長

日本帝國政府

特種物件

伊予

圖第...六號

總務課長

部員

庶務主任

昭和二十一年十一月

庶務課長

廣島縣稅務局國有財産部長

吳地方復員局長殿

旧軍用建物転用換

本月十六日附叶掃第一二號ノ七六にて願出々あり、大井旧海軍官舎甲第一號を捜護局より貴局に転用換の件は掃海部ノ掃海終了迄とし、大井町長警察署長等公的用途の爲要望あるに際しては使用せしめざることを條件として、最近の第四部會に於て審議の事、是に付仰了承ありたい。

寫送付先 大井掃海部長

終

昭和21.11.15. 54,000

0689

長官



総務部長

長官事務官の長

庶務課長

給務課長

職員

二復總務局第二五二號

昭和二十一年四月八日

第二復長省總務局長

各地方復員局局長

都下一般

官廳保有物等ノ調査ニ關スル件照會
官廳ノ在ニ關シ主務官廳ヨリ別紙ノ通函懸有之候條管下各官廳ニ徹底ト
シ、由告漏レナキ様取計相成度

竊送付先

各復員局地方人喜部長

復員局局長事務官

(終)

254-13

0690

官廳保有物査ノ調査ニ關スル件

二一、三一、四

(内商工務省)

先般公布施行セラレタル隱匿物査等緊急措置令ハ官廳ニ對シテハ法令上適用ナク附テ官廳ハ調査申告ノ要ナキコトナリ然レモ官廳ニ付テモ右勅令ノ定ムル所ニ準ジ此ノ際調査申告ヲ爲シ以テ本措置ノ實効ヲ確保スルト共ニ併ビテ特殊物此處理ノ調査ニ資スルノ要有之モノト被認ヲ以テ左記ニ依リ官廳保有物査ノ調査ヲ爲スモノトス

記

- 一、調査申告ノ對象トスベキ物査ハ隱匿物査等緊急措置令第一條ノ規定ニ依ル調査物査トス但シ同令ニ基ク商工省告示第三十三號ノ規定ニ依リ「市町村其ノ他ノ公共團體」ニ準ジ各作業場毎ノ保有數量ガ右數量ニ滿タザルモノニ付テハ由告ノ要ナキモノトス
- 二、申告書ノ提出期限ハ昭和三十二年二月十七日現在

0691

ノ所有又ハ占有ニ係ル翻本物資ニ付各作業場等現場毎ニ申告スルモノトス

尙特殊物件ニ付テハ一般在庫ト区分シ其ノ旨明記スルモノトス

三 申告書ノ提出先ハ中央官廳分ニ付テハ商工省商務局長宛トシ地方廳各
省地方機關作業場等現場機關ノモノニ付テハ當該機關ノ所在地方商工
局長トス

尙特殊物件ニ付テハ前項後段ノ場合ハ右ニ依リ地方商工局長ニ一浦ヲ
提出スルノ外別ニ各一浦ヲ内務省調査部長及商工省商務局長宛提出ス
ルモノトス

四 府縣ニ付テハ國費ヲ以テ購入セルモノニ付テハ本措置ニ依ルモノトス
（自治團體トシテノ經費ヲ以テ購入セルモノニ付テハ隱匿物資等緊急
措置令ノ適用アリ

五 各省各々其ノ所管ノ地方廳作業場等ニ對シ直ニ右趣旨ヲ連絡スルモノ
トス

總務部長

高知地方復員局 事務部長 收

高知人第ニ三號ノ四

昭和二十一年四月十三日

高知地方復員人專部長

西國地方商工局長 殿

官廳保有物資ノ調査ニ關スル件回答

三月十四日商工省、内務省通牒ニ依ル首懸ノ件該當保有物資無之候

(終)

寫送付先

吳 地方復員局總務部長
佐世保

海軍

0693

局長

総務部長

総務課長

庶務課長

美地方復興局総務課長殿
二復袖第一二九號

昭和二十一年十月十八日

復員第二復員局

物件處置委員會幹事長

各地方復興局総務部長殿

第一回地方復興局保有物件現況視察
實施の件

の件左記要領により實施せられるから然るべく取計はれたい

記

部員

日

程

場所 視察 官 隨 行 者 日 程

大	吉田 事務官 (總務)	(總務) 小國	十月二十五日
次	(總務) 相原	(總務) 安足立	二十六日
	(給) 原		
	(給) 田中		
	(給) 田中		

庶務主任

田 21.10.21 中

0694

視察者は當日〇九〇〇迄に地方復興局総務部に到着する

二 貸施項目

第一日 各物品出納命令官の説明

佐世保	吳	大坂	舞鶴	横須賀
二 復 総務部長	二 復 補給部長	二 復 補給部長	二 復 局長	二 復 局長
(総務) 小國 (造修) 富永 (補給) 白石、種田、子安、足立 (経理) 田中	(総務) 小國 (造修) 富永 (補給) 白石、種田、子安、足立 (経理) 田中	(総務) 吉田 (造修) 今田 (補給) 原、吉川、入谷、野田 (経理) 奥	(総務) 課長、吉田 (造修) 今田 (補給) 部長、島橋、原、野田、外 (経理) 若千名	(総務) 課長、吉田 (造修) 今田 (補給) 部長、島橋、原、野田、外 (経理) 若千名
十一月四日	十一月三十一日	十一月八日	十一月五日	十一月一日
五日	一日	九日	六日	二日

0695

宮道先生

香月博士

五郎部

神谷(中実)ら

第二 口 物件處理妥領に關する懇談

- ①現在の保有の状況
- ②現在の補給使用等の状況
- ③今後における物件處理の方策
- ④保管格納状況現地視察

(終)

0696

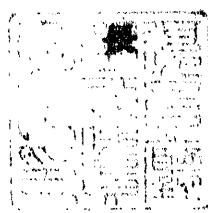
各地方復興局長

復二集三三四號

昭和二十一年十月二十二日

各地方復興局長殿

復興廳第二復興局長



地方復興局保有物件處理要領の件照會

首題の件は別紙要領によつて實施するから然るべく取計はれたい

(別紙添)

(終)

夕夕夕
夕夕夕
夕夕夕

0697

(別紙)

地方復興局保有物件処理要領

下方 針

各地方復興局に於ける業務は一應昭和二十二年三月末を以て特定の業務を以て之を終了させることを目途として保有物件の処分及整理を進めることとする

終戦時に於ける混乱した物品処理の苦い経験に鑑み今次保有物件処理の際はその責任を明かにし処理を適正にするため必要な措置を講ずる

二、處理要領

1、委員會の構成

第二復興局及び地方復興局に天々物件処理委員會を附けて中央、地方の連絡を善にし物件處理の適正を期することとする
その編成は次の通りとする

(一) 中央物件處理委員會

委員長
委員
委員長
委員
高橋
相佐

第二復員局長

經理部長	補給部長	給務部長	文書課長
主計課長 山田内中	衣飾品班班長 子安、白石、入谷、吉川、木山、足立	造清運給 務給給給給 課課課課課 長長長長長 富松古吉 永校館田 、小國 高橋、相原	

◎印は幹事長、○印は幹事

(一) 地方物件處理委員會

各地方復員局に於いて適宜編成し地名を冠する

ロ、物件の處理

概ね左の要領によつて處理することとする尙重要なものについては中央物件處理委員會で處理方法を決定する

0699

(一) 特殊物件及びその移管に在るの物件の処理

(二) 特殊物件及び之に準ずるものは内務省を所管の官廳、民間業者等に移管又は排下を行ふ（從來通りの処理）

（註）特殊物件とは終戦時進駐軍で接收後内務省に返還されたものを謂ふ復興局としてもそのうちから必要数の配分を受けたものがあり従て一部残量があるものと豫想される之に準ずるものとは終戦時進駐軍に提出したりリストから洩れた物件中進駐軍で接收する筋台のものを謂ふ

其の他のものは概ね別表標準によつて処理する

(三) 右の復興局は中央復興局を基幹とするが状況によつて一部を地方復興局長に委任されることがある

尚物品の受渡は物件所在の現地で行ふ

(四) 供給の目途のない在庫品に對しては廢棄を持つことなく臨時處理する

（イ）各都府に供給又は供用した物件の処理

閉庫の都府一應全部供給庫に還納させて（イ）及びの要領によつて処理する但し、産物に於ける物件の処理については次のように処理する

（ロ）特設倉庫等で船主に返還するもの

供給又は供用したものは全部調査を附して還納の手続きをとらせ、て供給庫で処理するがそのうちから同航等に必要なるものを限り、て船主に引渡す此の場合債権、誓の受領及び押下等の処理は規定通り実施のことに留意する

（ハ）陸揚

一應全部還納（状況によつては手続だけとする）させその残骸の漸々の処理方法に應じて供給庫で処理する

尚、撤去を指令せられた陸揚については今後還航及び掃海に必要なるものを選別するの許可を得て還納させ他のものは現地地方に引渡す

0701

目 物件の整理

保有物件の正確な数量を知り得るよう常にリストを編纂すると共に物件との照合を行ふ

ハ、保有物件の現況視察

中央地方の連絡を断じると共に現況を明かにするため中央物件は現況委員の委員長が現況視察を行ふ、状況によつては委員長又は委員を以て代換させることがある

第一回現況視察は十月下旬から十一月にわたつて左の項目について視察する、其細目については幹事長から通知させるから視察の効果を擧げ得るよう工夫を凝らして進めたい

イ 物件の現況

(1) 現保有量

(2) 現在の稼働率等の状況

(3) 現有物件中の不用品は残存品は残存品数量等の状況

目 今 後 に 於 け る 物 件 處 理 方 策
目 保 管 格 納 状 況 現 地 視 察

(終)

0703

(別表)

地方復員局保有物件(特殊物件)及これに準ずるものを除く(移管標準)

品名	移管元	現品別渡先
造修用材料 (機関部品及附属品を含む)	運輸省海運總局	地方海運局と協議の上成るべく轉用上場、又は従來復員局の利局下海運所に拂下方轉送する
纖維製品 及其の附属品	商工省纖維局 衣料課	所在地で中央の指示する 受取者に引渡
纖維製品 以外のもの	商工省纖維局 日用品課	
再用の見込 のない古品	地方 商工課	地方復員局と地方協賛決定する

0704

食										精			
乾魚類	乾物類	乾燥野菜	佃詰類	乾炸飯	乾餛飩類	乾パン	佃詰飯	揚帯糖食	餅の類	粉類	豆類	麥類	米類
・	・	・	農林省食品局			・	・	・	・	・	・	・	農林省食糧官制
・	・	・	追て定める			・	・	・	・	・	・	・	所在縣食糧事務所

0705

料	燃	食	精
石炭	液体燃料	生鮮食糧品 ビタミン食類 茶	漬物類 乾燥味噌 乾燥味噌油 植物油 鹽 砂糖 糖
石炭臨配炭局(配炭隊)	商工省鐵山局(石油課)	農林省及厚生省 農林省食品局及水産局	大藏省專賣局 農林省食品局
日本石炭株式會社	石油貯給株式會社	追て定める	至國味噌統制株式會社 醬油 所在拾縣食酢統制組合 帝國油統制會社 農務專賣局 日本砂糖統制株式會社

0706

類別	定額表	品										需											
		備	品	種	目	各長主管別																	
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	航海	備	水	通	内務	内務	内務	飛行	機	主計	
備、機械、器具類	帶、具類	帆布製品類	室内器具類	索鉗滑車及同附屬品類	旗號及通信要具類	文房具類	蒸炊器具類	食事器具類	通信及同附屬品類	度量器具類	體育要具類	器具類	長	備	備	信	務	務	務	行	關	計	
商		商							商			商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商
商		商							商			商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商
商		商							商			商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商
商		商							商			商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商
商		商							商			商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商
商		商							商			商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商
商		商							商			商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商

0707

需 品											定額表	
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	海用品種類	台長主管別
筆墨、印材類	紙類	綿、布、糸、索類	油脂蠟燭類	金屬材類	木竹材類	硝子類	褌帶、皮車、ゴム類	藥料類	刷毛、帚類	體育用品類	雜品類	海用品種類
逓	逓商	逓商	逓商	逓商	逓商	逓	逓	逓	逓	逓	逓	長
逓	逓商	逓商	逓商	逓商	逓	逓	逓	逓	逓	逓	逓	長
逓	逓商	逓商	逓商	逓商	逓	逓	逓	逓	逓	逓	逓	長
逓	逓商	逓商	逓商	逓商	逓	逓	逓	逓	逓	逓	逓	長
逓	逓商	逓商	逓商	逓商	逓	逓	逓	逓	逓	逓	逓	長
逓	逓商	逓商	逓商	逓商	逓	逓	逓	逓	逓	逓	逓	長
逓	逓商	逓商	逓商	逓商	逓	逓	逓	逓	逓	逓	逓	長
逓	逓商	逓商	逓商	逓商	逓	逓	逓	逓	逓	逓	逓	長

備考
 〔貨品は概ね前記各項に準ずるものとする〕
 信省（運輸省）商（商工省）農（農林省）内（内務省）厚（厚生省）文（文部省）海（海防省）

0708

第一回地方機関保有物件現況調査第一回に於ける
遺留物品出納金官の説明事項（除却修費材）

一、現在の保有の状況

事務用消耗品を主体として保有してある

會計官吏保有高は別紙第十の通で述べた年度一杯を期して見込

二、現在の供給使用等の状況

各機関相互保有品を融通し合ふ外補給部と密接なる連絡を以て是より不

足品目の保障を受け間に合せてある尚物品類の新増購入は一切行つて

ない

三、今後に於ける物件処理の方策

(イ) 積戻滞滞を以て今後は更に之が物品整理出納の徹底を期し所

需費外品の整理を期す

(ロ) 閉鎖等の所積断断物品にして整理あるときは凡て之を内務省特種物

件処理指當官に移管す

ペン先	筆	俸給袋	半紙	パツキン油	白里	口リル紙	イシキ壺	色鉛筆	赤大	イシキ青大	品名	在庫品
	本	"	枚	個	本	枚	個	"	"	本	名稱	品
二二四〇〇	一三三	三〇〇	一四〇〇〇	七	三七〇〇	二三五〇	一四	五四	九一	一〇四	数量	調
海綿	カー卜紙	葛糸	籠	留針	騰字版用絹小	黒八五入	赤	イキ黒	騰字版用系紙	ペニ軸	品名	(消耗品)
個	枚	卷	個	箱	枚	缶	"	個	枚	本	名稱	
二二九五	八〇〇	四	六五	三二	二	四	九	七三	五八〇	七三	数量	

0710

うり けら ひ	無 線 電 氣 象 象 用 紙	六 燃 小 索	才 六 リ テ 用 イ キ	綴 金	綴 紐	竹 經 手	竹 帚	団 紙 厚	乾 電 池	蚊 取 線 香	馬 糞	
本	個	本	個	個	本	本	本	枚	枚	個	個	
五 二	三 六 三 〇	五 〇	一 八 〇	二 四	二 九 七 〇	三 五	一 三 九	四 〇 〇	一 三 〇 〇	二 四	九 〇	八 三 〇
鉄 筆	鉛 筆	黒 板 拭 板	コ ム 板	赤 地 面	黒 地 面	複 字 紙 黒 両 面	黒	原 色 表 紙 白	万 手 海 綿 器	括 紐	黒 肉	く ち と り 紙
本	本	個	個	個	個	枚	個	組	個	束	個	箱
一 〇 四 〇	一 一 〇 九 〇	四 〇	一 六	九 五 〇	一 六 〇 〇	一 五 七 〇 〇	四 〇	二 五	三 一 五	三 一 六 〇	一 三 〇	四

0711

電球 100V 5W	電 球 カハ	電 球 兩	アラビヤゴム	更紙 四六判	刷 筆	雜 用 紙	吸 墨 紙 大判	甚 濃 界 紙 半葉	甚 濃 紙 全葉	甚 濃 紙 厚	四 板 紙
個	個	個	所	枚	本	枚	枚	枚	枚	枚	枚
一三五	三五	五	五	三八〇〇	一七〇	一〇二〇	六〇〇	一〇六	七八〇〇〇	二〇〇〇	一四五〇〇
狀袋 最大一房	大 一房	大 一房	小 一房	C 様造紙 吾木下	朱 肉	枝 探 筭	探 梶 筭	探 梶 マット	消 火 素	消 火 弾	字 消 紙 吾木下
枚	枚	枚	枚	枚	個	本	枚	枚	個	枚	枚
一七	九五〇〇	八〇〇	四〇三〇〇	七三〇〇	一〇五	一五〇	二〇	三	九	四〇	一七
											一七〇

0712

	墨	官沼野職活字	七	仙他自紙	百本下	八十本下	模造紙辛本下	模造罪紙半本下	赤	黒	表紙 白
	本	箱	個	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	枚
	六五	九	七	八三〇〇	三〇〇〇	八〇〇	一七〇〇	三〇〇〇	九四〇	七四〇	七二〇〇

0713